

は し が き

印紙税は、日常の経済取引等に伴って作成される各種の文書のうち、法に規定する特定の文書を課税対象として、その課税対象となる文書を作成した者が課税文書に所定の収入印紙を貼付して納付する「自主納税方式」を採用しています。

このため、各種の文書を作成した場合には、果たしてその文書が印紙税の課税文書となるものか否かの判断（課否判断）も、文書を作成した者が自ら行う必要があります。

しかしながら、最近における経済取引の複雑化、広域化や、IT化などに伴う事務処理方式の変更等もあって、文書の様式や形式、作成形態も多種多様なものとなり、課否判断に苦慮する文書が多くなってきています。

また、印紙税調査において不納付が指摘された事例をみますと、現場担当者の知識不足などもあって課否判断が適切に行われていなかった事例や、階級定額税率が適用される文書の記載金額のとらえ方に誤りがあった事例などが多く見受けられているところですが、上記のように課否判断に苦慮する文書が多くなっていることも、不納付文書の指摘要因としてあげられるのではないかと考えられます。

そこで、本書では、各業種において作成される文書事例の中で課否判断が比較的難しいものや、印紙税調査において指摘のあった文書事例をいくつかピックアップして、これらの文書の課否判断のポイントや、不納付となった要因や本来あるべきであった対応といった点などにも触れながら、印紙税の基本的な考え方とともに、課否判断に当たったの実務上の留意点などについて解説しています。

なお、第2章の業種別事例における解説では、極力、総論でのポイントが、各業種ごとに一覧して理解できるように（関係箇所をあちこちひ

もとかなくて済むように) 記載を工夫しております。

このため、全体を通して重複する部分もいくつか散見される内容となっていますが、あらかじめご容赦いただきたいと存じます。

本書が、印紙税の実務に携わる方々の参考となれば幸いです。

令和元年7月

編者代表 小林 幸夫

目次

第1章	印紙税の課税範囲と 課税文書に係る基本的な取扱い	1
1	印紙税の性格と課税範囲	2
2	課税文書に係る基本的事項	3
	(1) 課税文書とは	3
	(2) 課税文書に該当するかどうかの判断	7
	(3) 他の文書を引用している文書の判断	8
	(4) 一の文書の意義	11
	(5) 仮契約書、仮領収書などの取扱い	11
3	契約書に係る基本的事項	12
	(1) 契約書の意義	12
	(2) 契約書の写しなどの取扱い	13
	(3) 予約契約書	13
	(4) 申込書、注文書、依頼書等と表示された文書の取扱い	13
	(5) 契約当事者以外の者に提出する文書の取扱い	18
	(6) 変更、補充、更改契約書の取扱い	19
4	文書の所属の決定	21
	(1) 単一の事項が記載されている文書	21
	(2) 2以上の号の課税事項が併記又は混合記載されている文書	21

(3) 2以上の号の課税事項を記載した文書の所属の決定 22

(4) 変更、補充、更改契約書の所属の決定 27

5 記載金額 ————— 29

(1) 契約金額の意義 29

(2) 記載金額についての具体的な取扱い 31

6 課税標準と税率 ————— 42

(1) 本則税率 42

(2) 税率の軽減措置 42

7 納税義務者と納税義務の成立 ————— 45

(1) 納税義務者 45

(2) 一の文書に同一の号の課税事項が2以上記載されている場合の
作成者 45

(3) 一の文書が2以上の号に掲げる文書に該当する場合の作成者
46

(4) 取引の仲介人等の納税義務 46

(5) 納税義務の成立時点（作成の時） 46

(6) 課税文書の作成とみなす場合 47

(7) 課税文書を国等と国等以外の者が共同作成した場合のみなし規
定（法4⑤） 49

8 納付手続 ————— 50

(1) 印紙納税方式による場合 50

(2) 申告納税方式による場合 51

9 過誤納金の還付と充当 ————— 52

- (1) 過誤納金の確認 52
- (2) 過誤納金の還付を受ける方法 52
- (3) 過誤納金の充当 53

10 納税地 54

- (1) 印紙の貼り付けにより納付する文書 54
- (2) 税印の押なつにより納付する文書 54
- (3) 印紙税納付計器により納付する文書 54
- (4) 申告納税方式によって納税する文書 54

11 過怠税 55

- (1) 過怠税制度の趣旨目的 55
- (2) 過怠税の性格 55
- (3) 過怠税の賦課徴収 56
- (4) 申告納税方式に対する過怠税の不適用 56

第2章 主な業種別文書実例から学ぶ 課否判断と実務対応 57

1 各業種共通 58

- 事例 1-1** 調査業務委託契約書 58
- 事例 1-2** 調査委託等契約書 62
- 事例 1-3** 市場調査委託契約書 64
- 事例 1-4** 研究委託契約書 66
- 事例 1-5** 注文請書（据付工事の伴う機械装置売買契約） 68
- 事例 1-6** 注文書（取引基本契約書に基づく注文書） 75
- 事例 1-7** 注文書（見積書等に基づく注文書） 81
- 事例 1-8** 警備請負契約書（電子契約書） 84

事例 1-9	警備料金変更覚書（原契約書が電子契約書に該当する場合の契約金額の変更）	88
事例 1-10	外国で作成される契約書	94
事例 1-11	給油契約書（一般社団法人との契約書）	97
事例 1-12	産業廃棄物の収集・運搬等に関する契約書	101
事例 1-13	産業廃棄物処分に係る委託料の支払方法等に関する覚書	106
事例 1-14	運転資金の消費貸借確認書	109
事例 1-15	債務承認弁済契約書	111
事例 1-16	ビル賃貸借契約書	115
事例 1-17	建物賃貸借予約契約書	118
事例 1-18	設計委託契約書	120
事例 1-19	協定書（自動販売機設置）	124
事例 1-20	契約上の地位承継覚書	127
事例 1-21	消費税率引上げに係る変更契約書	130

2 製造業 140

事例 2-1	駐車場システム売買契約書	140
事例 2-2	覚書（取扱数量とリベート支払契約）	143
事例 2-3	商品別契約数量通知書	147
事例 2-4	注文請書（特注品）	150
事例 2-5	大型機械の売買契約書（その 1）	153
事例 2-6	大型機械の売買契約書（その 2）	157
事例 2-7	納品計算書	160
事例 2-8	仕入単価決定書	163
事例 2-9	加工注文書	166
事例 2-10	見積書に基づく注文書	170

3 卸売・小売業 175

- 事例 3-1 仕切書 175
- 事例 3-2 指定商品一覧 178
- 事例 3-3 売上代金受取通帳 182
- 事例 3-4 リベート支払に関する覚書 186
- 事例 3-5 販売奨励金に関する覚書 190
- 事例 3-6 配送センター伝票（お客様控え） 193
- 事例 3-7 電気製品工事お承り伝票（お客様控え） 197
- 事例 3-8 時計修理承り票 199
- 事例 3-9 オーダー洋服のお引換証 202
- 事例 3-10 保証書兼計算書 205
- 事例 3-11 領収書（レシート）〔クレジットカード決済〕 207
- 事例 3-12 領収書（レシート）〔デビットカード決済〕 210
- 事例 3-13 領収書（レシート）、キャッシュアウト明細書（デビットカード取引） 214

4 建設業 217

- 事例 4-1 建設工事請負契約書 217
- 事例 4-2 建物設計及び建築請負契約書 222
- 事例 4-3 契約書（細目協定） 225
- 事例 4-4 ビル建設注文書 229
- 事例 4-5 工事提携契約書 235
- 事例 4-6 請負契約変更契約書（契約金額の変更） 238
- 事例 4-7 見積書（承諾書） 242
- 事例 4-8 工事発注書（正契約書） 245

5 運送業 248

事例 5-1	送り状（兼貨物受取書）	248
事例 5-2	送り状控え（荷送人用）	253
事例 5-3	貨物受取書	255
事例 5-4	貨物引受書	257
事例 5-5	定期傭船契約書	259
事例 5-6	傭船料協定書	262
事例 5-7	車両賃貸借契約書	265
事例 5-8	運送契約単価変更覚書	268

6 ソフトウェア業 272

事例 6-1	ソフトウェア等開発委託業務基本契約書	272
事例 6-2	プログラム等開発業務委託基本契約書	277
事例 6-3	システム開発委託契約書	280
事例 6-4	ソフトウェア保守契約書	283
事例 6-5	ソフトウェア OEM 契約書	289
事例 6-6	サイバーモール出店契約書	292
事例 6-7	バナー広告掲載契約書	296
事例 6-8	プログラム著作権譲渡契約書	299
事例 6-9	作業単価確認書	301
事例 6-10	保守条項を含む電子計算機等賃貸借契約書	305

7 金融業 308

事例 7-1	受入通知書	308
事例 7-2	仮預り証	312
事例 7-3	保証審査結果通知書	316
事例 7-4	保証についてのご通知	319
事例 7-5	外国紙幣売買契約書	321
事例 7-6	ローンご完済のお知らせ	325

事例 7-7 入出金明細証明書（無通帳扱い） 329

事例 7-8 振込金受取書 331

8 不動産業 335

事例 8-1 土地売買契約書 335

事例 8-2 不動産売買契約書（売買物件の面積を取り決める契約書）
340

事例 8-3 覚書（不動産売買物件の平米単価を取り決める覚書） 342

事例 8-4 仮契約協定書 345

事例 8-5 土地交換契約書 348

事例 8-6 土地売買契約変更契約書 351

事例 8-7 土地売買契約書の写し 355

事例 8-8 土地購入資金消費貸借契約書 359

9 飲食その他のサービス業 362

事例 9-1 御精算書 362

事例 9-2 ご宴会承り書 366

事例 9-3 警備に関する覚書 368

事例 9-4 ツアーご予約確認書 372

事例 9-5 宿泊受付通知書（案内書）等 374

事例 9-6 旅行申込金預り証 378

事例 9-7 エレベーターメンテナンス契約書 381

事例 9-8 メンテナンス契約の変更契約書 384

参考資料 「契約形態別の
各種文書の課否判定」 389

法令集 417

第 1 章

印紙税の課税範囲と
課税文書に係る
基本的な取扱い

1 印紙税の性格と課税範囲

印紙税の課税対象となる文書は、契約書や領収書など、日常の経済取引等に伴い作成される様々な文書のうち、法で定める特定の文書ですが、金融取引など各種の経済取引や権利の授与その他の行為等（以下「経済取引等」といいます。）が行われた際に、その事実を明らかにするために作成される証書や帳簿などに当たるものです。

具体的には、課税物件表において、不動産の譲渡に関する契約書、請負に関する契約書、手形や株券などの有価証券、保険証券、領収書、預貯金通帳など、特定の文書を20に分類・掲名した上、この課税物件表に具体的に掲名列挙された文書だけに課税することになっており、いわゆる課税物件限定列挙主義を採っています（法2）。

課税物件限定列挙主義の印紙税法では、課税物件表に具体的に掲名列挙された文書だけに課税することになっていますから、それ以外の文書は、どのような文書を作成しても課税されません。

また、印紙税の税率は、定額の税率（200円、400円、4,000円など）を基本としつつ、より担税力があると認められる特定の文書については、取引額に応じた階級定額税率を適用するとともに、特定の文書には免税点を設け、少額な取引に係る文書には課税しない仕組みとなっています。

2 課税文書に係る基本的事項

(1) 課税文書とは

課税文書とは、次の三つのすべてに当てはまる文書をいいます。

- イ 課税物件表に掲げられている第1号文書から第20号文書の20種類の文書により証明されるべき事項（課税事項）が記載されていること。
- ロ 当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること。
- ハ 法第5条（非課税文書）などの規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと。

このように、課税文書とは、課税物件表に掲げられた第1号文書から第20号文書のいずれかに該当する課税事項が記載されている文書であって、かつ、当事者間においてその課税事項を証明する目的で作成された文書をいうこととされています（基通2）。

すなわち、課税文書とは、当事者の間において課税事項を証明する効力を有する文書で、かつ、その課税事項を証明する目的で作成されたものをいいます。

したがって、①課税物件表に掲げられた第1号文書から第20号文書のいずれかに該当する課税事項が記載されていない文書や②当事者間において課税事項を証明する効果を有する文書であったとしても、その課税事項を証明する目的以外の目的で作成された文書は課税文書とはなりません（「不課税文書」となります。）。

第2章

主な業種別文書実例
から学ぶ
課否判断と実務対応

1 各業種共通

事例 1-1 調査業務委託契約書

《文書の内容》

(株)甲商事では、新規の販路開拓のため、乙情報サービス(株)との間で、次のような契約を結び、市場調査等の業務を委託しています。

調査業務委託契約書

株式会社甲商事（以下「甲」という）と乙情報サービス株式会社（以下「乙」という）は、■■■に関する調査に関し、以下のとおり合意したので、本契約を締結する。

（調査の委託）

第1条 甲は、乙に対し、■■■に関する調査（以下「本件調査」という）を委託し、乙はこれを受託した。

（調査の報告）

第2条 乙は、甲の要求又は指示に従って調査を行い、その調査報告は、次項に定めるとおりに行うものとする。

2 令和○年○月○日までに、本件調査の結果を甲の定める様式に従って書面にて報告（以下「本件成果物」という）する。

3 甲は、乙より本件成果物を提出された後、速やかにこれを検収する。本件成果物が甲の定める基準を満たさず、甲が検収するに至らなかった場合は、乙は速やかにこれを修正するものとする。

4 前項に定める検収又は本契約が終了（終了事由を問わない）した場合、甲又は乙は、相手方当事者から提供された資料等を速やかに返却するものとする。

（報酬及び費用）

第3条 甲は、乙に対し、前条第3項に定める検収が終了した後、○日以内に、本件調査の報酬として●●●,●●●円を、乙の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。

【振込先口座】●●銀行△△支店：当座 xxxxxxxx

- 2 甲は、本件調査に関して乙に生じた通信費、交通費、調査費及びその他の費用を負担する。かかる費用の支払方法は、前項と同様とする。

(調査の遂行)

第4条 乙は、本件調査を、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって遂行する。

- 2 本件調査の方法については、甲乙協議の上、目的に応じて別途定めるものとする。

(以下略)

《取扱い》

第2号文書（請負に関する契約書）に該当し、契約金額（報酬額）に応じた印紙税が課税されます。

《解説》

1 請負契約と委任契約の判定基準

- (1) 請負契約は、当事者の一方（請負人）が仕事の完成を約し、相手方（注文者）が仕事の完成に対して一定の報酬の支払を約束する契約です（民法632）。

契約の類型としては、他人の労務を利用することを目的とする労務供給型の契約に分類され、仕事の内容は、有形のもの（建物の建築、物品の製造加工・修理など）だけでなく、無形のもの（商品の運送やシステムの開発など）も含まれ、仕事の完成と報酬との支払が対価関係に立つ契約をいいます。

請負契約の例としては 各種工事、エレベーター保守、機械等の据付・修理、コンピュータソフトの開発、洋服の仕立て、広告宣伝、音楽の演奏、宿泊、結婚披露宴の引受けなどが挙げられます。

- (2) 委任契約は、当事者の一方（委任者）が法律行為をすることを相手方（受任者）に委任し、相手方がこれを承諾することを内容とする

参考資料

「契約形態別の
各種文書の
課否判定」

「契約形態別の各種文書の課否判定」

売買契約、賃貸借契約など、各種契約形態別の契約文書に係る印紙税の取扱いは、おおむね以下のとおりとなります。

なお、ここで紹介する各種文書に掲載された事例の課否判定については、あくまでも契約形態別の標準的な契約内容が記載された文書である場合の一般的な取扱いとなるものですから、実際に作成される文書の課否判定に当たっては、他に課税事項となるものの記載があるか否か、その記載文言の内容について十分に吟味する必要がありますので、ご注意ください。

1 売買契約

(1) 不動産の売買契約

イ 土地（建物）売買予約契約書・・・土地又は建物について、その所有者（売主）と買主との間での売買の予約を行うもの。

⇒ 第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）。

なお、第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）には軽減税率が適用されます（以下同じです）。

ロ 不動産再売買予約契約書・・・土地及び建物について、所有者（売主）と買主との間で売買契約を締結するに伴って、将来再びその土地及び建物を買主から元の所有者に売り渡すという売買の予約を行うもの。経済的には信用の供与と債権の担保に主たる意味がある。

⇒ 第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）

ハ 買戻特約付買戻特約付宅地売買契約書・・・土地について、その所有者（売主）と買主との間の売買契約と同時に、売買代金及び契約の費用を買主に返還して売買契約を解除する特約を付すもの。売主が不動産を担保にして、買主から代金相当額の信用を受けて、弁済期までに弁済することができなければ、不動産をもって弁済するという契約と同じ意味がある。

⇒ 第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）

ニ 建売住宅売買契約・・・既に建築された住宅を販売する場合や、これから建築する住宅を販売する場合もあるが、いずれにせよ売主が建てた住宅を販売する場合の契約となるもの。

⇒ 第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）

ホ 不動産売渡証書・・・不動産の売主から買主に、その不動産を売り渡した旨を記載して交付される証書。不動産売渡証書は、通常、登記をする際に登記原因を証明するものとして使用され、これに登記済み